〇金融庁告示第

号

金 融 商 品 取 引法 施 行 令 昭 和 兀 十年: 政令第三百二十一号)第一 条 \mathcal{O} 九第四 号の規定に 基づき、主と

て コ] ル 資 金の貸付け 又はそ の貸借の \mathcal{O} 媒介を業として行う者を次のように指定 し、 亚 成 十 九年

月 日から適用する。

平成十九年 月 日

金融

一 行 長

官

五.

味

廣文

法 人 名

本店所在地

八木短資株式会社 大阪府大阪市中央区高 麗 橋二丁目四番二号

短 資 株 式会社 東 京 都中 央 区 日 本 橋 室 町 兀 丁 目 五. 番 号

東京

上

田

セ ン トラ ル 短資株式会社 東 京 都中 央 区 日 本 橋 本 石 町三丁目三番 十四号

- 1 -

金融商品取引法施行令第一条の九第四号の規定に基づき、 主としてコール資金の貸付け又はその貸

借の媒介を業として行う者を指定する件